

平成 31 年度事業計画書

法人名： 社会福祉法人 南光社会福祉事業協会

事業： 救護施設 南光園 一時生活支援 なんこう

理念

1. 財務規律の確立・事業透明性の確保、ガバナンスの確保を行い、開かれた法人経営を目指します。
2. 地域福祉に積極的に取り組み、地域のセーフティネットとしての役割を担います。
3. あらゆる福祉ニーズに対応し、サービス利用者の人権・人格を尊重した福祉サービスを提供し、ノーマライゼーションの理念に基づく福祉社会を創造します。
4. 地域社会で潜在化している福祉ニーズに対し、サービスを提供する等地域公益活動を行います。
5. 多種多様な生活課題を抱えた生活困窮状態にある方々に対して、積極的に支援を行います。

ビジョン

- ☆生活困窮者をはじめとする地域住民の福祉ニーズと社会資源を結び付ける「総合相談支援」体制を社会福祉法人間の連携により確立。
- ☆生活困窮者自立支援法による「一時生活支援事業」の実施。
- ☆生活困窮者自立支援法による「就労訓練支援事業(中間的就労)」による就労者の確保。
- ☆「救護施設居宅生活訓練事業」の継続実施。
- ☆一時入所の実施。
- ☆「保護施設通所事業(訪問指導)」の継続実施。
- ☆個別ケアプランの策定・実施・見直しを定期的かつ確実に実施。サービス利用者との計画同意書の締結。
- ☆地域の小学・中学・高校各生徒の福祉教育の場としての交流の実施。
- ☆退所された被保護者が地域生活を円滑に送れるよう、地域社会とのネットワーク化を推進。
- ☆リスクマネジメント(危機管理マニュアル)に基づく想定訓練の定期的実施。
- ☆各職員の資質向上を目指し、職場内研修の充実(ケース事例発表会)や専門資格取得に向けた支援体制の確立。
- ☆ホームページ上での現況報告書・財務諸表等適切な情報の公開。
- ☆福祉サービス自己評価の実施。

支援方針

1. 利用者の基本的人権を保障し、個々の主体性を尊重した生活支援に努める。
2. 個別支援を念頭において、ストレングス視点に着目して個々のエンパワメントが発揮出来るように努めることで利用者が持てる能力を最大限発揮出来るように支援すると共に、決定や選択の機会が保障されるように努め満足感・充実感の得られるサービスを提供する。
3. 様々な人格や事情を抱えた方たちの共同生活の場として、利用者の意見が反映された日課や行事の運営に努める。また、利用者相互がお互いに認め合える関係を創造していけるように支援内容に配慮する。
4. ノーマライゼーションに根ざした QOL の向上を目指して、専門的・継続的サービスの展開に努める。

支援内容

「生活の質」の向上と、生活上の「一般的な社会通念」を念頭におき、利用者個々に何が求められているのかを見据えて、必要な支援の展開に努める。

1. 個々の利用者への対応は、「個別支援計画書」の作成・検討を行うことによってその支援目標や具体的方法・内容を明確にし、支援の充実・強化に努める。
2. 利用者の自主性・主体性を尊び、エンパワメントの活用という視点に立って利用者の意向を尊重した支援方法の創造に努める。
3. 行事や余暇活動、サークル活動、各種委員会などの運営するグループ活動等においては利用者の意見を尊重し自発的な行動と集団形成を支援し、努めて主体的な活動が展開されるような側面的支援に配慮する。
4. 安定した生活の創造のために、日常的な活動の定着と社会参加を重視する。日常生活においては活動の機会や場を安定的に供給できるように努め、社会参加については地域社会のあらゆる資源の開発と活用の下で行うように配慮する。同時に、外出の機会の保障や自主外出促すための支援を展開し、利用者の社会参加への意欲向上にも努める。
5. 利用者の多様化や社会が求める救護施設への期待に沿うべく生活支援の内容を広く活用したものにシフトしていく。特に【居宅生活移行】への取り組みをスムーズに行うために、施設での日常生活においても「自立性」を重んじた対応に努めるとともに、各種関係機関との連携強化や、新たな社会資源の開拓や関係作りを視野に入れた活動を進めていく。

実施事業

☆第1種社会福祉事業

- ・救護施設 南光園《定員 70 名》

☆附帯事業

- ・救護施設居宅生活訓練事業《3 名～》
- ・一時入所
- ・保護施設通所事業(訪問指導)《5 名～》
- ・DV 被害者等緊急一時保護事業

☆公益事業

- ・一時生活支援事業 なんこう《定員 6 名》
- ・就労訓練事業(中間的就労)《定員 6 名》

☆収益事業

- ・未来広域事業

南光園

職員体制:施設長 1 名 事務員 1 名 栄養士 1 名 看護師 3 名 相談員 1 名
ケースワーカー(生活、作業指導員)2 名 ケアワーカー(介護職員)15 名
嘱託医 2 名

支援職員:社会福祉士 3 名 介護福祉士 11 名 精神保健福祉士 4 名
社会福祉主事 8 名 ホームヘルパー2 級 3 名 ケアマネージャー1 名
支援方針の達成を目指し、支援職員を定数以上に充足し、さらに有資格者を
配置することにより、専門的な知識・技術の向上を図る。

支援体制①職員会議

施設経営に関わる状況等を検討。支援会議との連絡・調整事項の徹底などの
ため、月 1 回開催し事業内容の進捗状況についてチェックする。

②ケアスタッフ会議

利用者職員に関わる行事等の立案計画、ケース会議にて提起された状況の
確認のため月 1 回開催する。

③ケース会議

利用者個々に抱える問題点や課題の克服及び解決(個別対応推進)のため
月 2 回開催する。個別支援計画のモニタリング・計画の更新・変更に伴う
検討を実施していく。管理職・指導員・看護師のスーパーバイズにより、
ケアスタッフ会議への議案として取り纏めを行う。

④日常生活支援

(1)日常生活面

- ☆作業支援
- ☆サークル活動支援
- ☆行事企画・運営支援等

(2)ADL

- ☆自助自律向上に配慮
- ☆定期的な運動を通じた身体機能維持支援
- ☆清潔・衛生面の維持や身辺処理能力向上支援等

(3)社会生活面

- ☆外出支援・・・外出支援費制度の活用
- ☆危険回避及び安全管理の支援・・・マニュアル委員会との連携強化等

(4)社会資源の活用

- ☆居宅生活訓練の活用・・・自立支援委員会を主体として実施
- ☆行政・社協等を中心とした社会資源の情報提供、活用の支援等

(5)人間関係の支援

- ☆身内との関係強化・・・機関紙「トライアングル」の定期的発行及び送付
- ☆自治会運営支援等

⑤特別委員会

(1)リスクマネジメント委員会

クオリティーインプルーブメントの視点から、良質なサービス提供体制を標準化する方策として、マニュアルの作成・運用へ繋げていくため、検討を加えている。併せて、ヒヤリハット統計処理を行い、データ管理に努め見直しと確認を行う。

(2)地域福祉推進委員会

利用者において地域が生活の場として根づき安定した生活が送れるよう地域との関係作りをコーディネートする。また、南光園が地域福祉の核(コア)となれるよう具体的な地域交流方策を検討する。

- ・地域広報誌発行(年4回)
- ・地域清掃活動
- ・地域との交流促進・・・他施設との交流、「あえーる」「いきいきサロン」への参加、地域交流作品展
- ・地域の社会資源の掘り起こし(インフォーマルな支援)
- ・地域の関係機関(行政・社協・民生委員等)と、施設が主体となったネットワークの構築

(3)ホームページ委員会

適正な情報公開を目指し、随時ホームページを更新する。

⑥グループ支援

(1)糖尿病・肥満予防対策(バランスミーティング)

糖尿病の利用者及び予備軍もふくめて、食事や嗜好品の支援、摂取カロリーや運動、合併症との関係等日常生活での留意事項、また医療との関係においての自己管理の大切さ等の啓蒙運動に努める。毎月1回、当事者と共に定例ミーティングを行うと共に運動療法に取り組む。

(2)アルコール依存症対策(断酒ミーティング)

毎月1回、当事者グループによる断酒ミーティングを開催し、お互いの関係作りを行う。併せて、外部の断酒会への参加等外部との関係も深め断酒の意識付けを行っていく。

(3)C グループ活動

健康の維持や身体機能の維持向上を目指す。日中は部屋から出て、参加可能な日課には参加する。

- ・TV体操、喫茶等の時間を持つ
- ・壁面制作や塗り絵、ペン字等の趣味的な作業療法
- ・イベントやゲームの導入
- ・ウォーキングや体重測定を取り入れた健康増進
- ・百歳体操

(4)居宅生活移行支援(自立)

自立推進のためのフォーマル・インフォーマルな支援の研究を行い、環境整備に取り組むと共に、地域生活を体験出来るような場面設定へと取り組みを行っていく。

- ・居宅生活訓練事業を実施し、地域生活への移行を具体化する
- ・訓練終了後、地域生活継続へのアフターケアとして保護施設訪問指導を行う
- ・ハローワークへの求職登録等の連携強化
- ・退所後のバックアップ機能の充実を図る
- ・地域の資源等との連絡調整を図るため、連絡調整を定期的に行う(ネットワーク構築・・・地域委員会との連携)

(5)SST(社会生活技能訓練)

自立に繋げる前段階として社会性を身に付けるため、定期的に SST を実施する。

(6)施設生活自立支援(生活・環境)

施設内自立を目標とする場合においても、一般的な社会生活を営む上で必要な価値観や生活スタイルを身に付ける支援の方針や方法・内容等について働きかけを行う。

- ・生活様式(洗面・入浴・着替え・洗濯)の改善
- ・日中活動の状況
- ・衣服の所持状況、身だしなみ、衛生面の保持
- ・公共の備品、物品の消費状況の把握と使用方法
- ・個人への現物給付品の消費状況の把握と提供方法
- ・金銭管理、金銭の使途
- ・食事摂取状況と嗜好品摂取状況の相関関係
- ・消費節約に関すること

(7)日中活動支援

施設生活及び社会を構成する一員として、心身の状態に応じて出来ることには取り組み、生活の創造を支援する。平日の午前を5班に分け各職員が担当を持ち支援が円滑に実施出来るように班活動の定着を図る。

(8)作業支援

- ・内職作業
- ・屋外(農園等)作業
- ・清掃作業
- ・園外就労

(9)食事会議

各職種よりの希望・意見を交換し、それを参考に職員会議でより一層の話し合いを行い利用者に喜ばれる食事作りに反映させることを目指し、年4回開催する。

(10)苦情解決委員会

利用者の苦情・要望については随時受付を行い、改善報告については利用者自治会・朝礼等で行う。また、掲示板に掲示報告する。委員会は主任会議で開催する。
(但し、早急な対応が必要な場合は随時開催)

(11)虐待防止委員会

虐待を未然に防止し、早期に発見、再発防止への体制作りを目指し、委員会は主任会議で開催する。併せて、虐待防止研修マニュアル(全社協)を参考に職場内研修に取り組み、虐待ゼロの風土を醸成する。

職員研修:職員の資質向上と専門知識を修得するため、施設内研修及び施設外研修を積極的に実施する。

施設内研修:ケース事例発表会の定期的開催

虐待防止研修を実施し、虐待ゼロの意識付けを図る

施設外研修:全国救護施設協議会に係る研修

近畿救護施設協議会に係る研修

兵庫県更生施設連盟に係る研修

他施設への派遣研修

日常生活場面

☆作業・・・リズムカルに日々を過ごせるように、また体調及び精神的安定を図るため、作業を常時実施する。

☆入浴・・・週6回入浴の継続実施。環境整備を図ると共に社会生活におけるノーマルな生活パターン確立を図っていく。介助浴・見守り浴は週3回。

☆朝礼・・・利用者にさまざまな情報を提供し、個々が充実した一日を過ごしていただけるよう配慮する。

☆理容・・・月1回、理容業者に来園していただき、安価で理髪をして頂く。利用者個々の趣向に配慮し美容院等へ送迎する。

食事

☆利用者の特性に沿って医学的特性を加味しつつ、家庭的な暖かみのある食事を一定範囲内で効果的に提供できるよう配慮する。

☆健康で明るい生活を送っていただくために、規則正しいバランスの取れた食事を保障する。また、糖尿病・成人病の予防のためにも塩分・糖分に配慮し利用者の健康管理に努める。

☆嗜好調査

利用者自身の意見を聞くためアンケート方式で実施し、利用者の声を献立に反映する。また、利用者自治会において利用者の意見を聞き、希望の献立を取り入れる。残食調査については日々実施し反省する。

・選択メニュー・・・毎日昼食に実施。季節メニュー・郷土料理・デザート等様々な組み合わせで選択の機会を増やす。

- ・誕生日メニュー・・・利用者の誕生日に個々の希望の献立を昼食に取り入れ全員でお祝いする。
- ・主食並びに汁物については、カフェテリア方式導入を目指していく。
- ・特定疾患(糖尿病・高血圧等)対象者には、治療食を導入していく。

健康管理

- ☆利用者の健康管理のため、次の事項について定期的に健康診断を実施する。
X線・検便・検尿・採血・体重測定・血圧測定・視力検査・嘱託医による定期健診及び成人病検診
- ☆職員の健康管理のため、次の事項について定期的に健康診断を実施する。
X線・検便・検尿・採血・体重測定・血圧測定・視力検査・聴力検査・成人病検診(35歳、40歳以上胃透視検査)
- ☆施設内感染対策として「感染症対策マニュアル」の運用を図っていく。
・インフルエンザ予防接種・肺炎ワクチン
- ☆看護師、精神保健福祉士を中心とした、健康管理相談等身体的・精神的ケースワークに努める。
- ☆嘱託医との連携を密にとり、筋力アップなどのパワーリハビリを受け、機能維持・回復に努める。

余暇活動

- ☆利用者個々が楽しみの創造と社会見聞を広げるために、定期的に行事を実施する。
 - ・施設全体行事(個々の利用者ニーズは千差万別であるため、施設全体行事は必要最小限に留め、個別行事に重点を置く)
観桜会・七夕・夏祭り・敬老の日・彼岸供養・運動会・忘年会・クリスマス・新年会・とんど・節分・ひな祭り(利用者自治会においても主体的に活動していただくために、各種行事を担当していただく。)
 - ・地域交流行事(クリーン作戦・はなさき村祭り・夏休み工作教室・小学校交流会・地域運動会・地域作品展・地域文化祭)
 - ・外出として「自己負担企画」「買い物」「個別フリープラン」を統一して外出という扱いにし、利用者個々が要求や必要に応じて自由に動けることとする。月1回公費による外出を保障し、内容については利用者の意向に沿うことを大前提とする。(公共交通機関利用費扶助公用車利用については、その金額や範囲(地域)については限定するが、内容は問わないこととする。)
 - ・サークル活動として趣味の増進と余暇活動の促進をも加味し、一つの文化体系を作ることを目指し、サークル活動全体の活性化を図ることを目指す。
カラオケ・歩こう会・料理・音楽・絵画他

- ・グループ外出として、旅行等自発的な活動を支援するため、利用者自身の欲する活動に対して、上限金額を決めて公費支援を行う。

なんこう(一時生活支援事業)

基本方針: 支援を要する生活困窮者が共に生きる場として、利用者を地域で生活する市民として尊重し、その基本的人権と健康で文化的な生活を保障すると共に積極的な自立の助長を図り社会の一員としての立場を確立し、利用者の幸福の追求とその人らしい豊かな生活の実現の支援に最大限努める。

職員体制: 業務管理責任者(兼任)1名・相談員(兼任)1名・補助員(兼任)1名
保安管理者 5名

事業内容①一時生活支援

- ・一時宿泊場所の提供
- ・食事の提供
- ・被服等の提供
- ・入退所に伴う送迎
- ・日中活動支援
- ・余暇活動支援

②自立相談支援

- ・相談支援
- ・同行による手続支援
- ・就労支援
- ・健康保持

安全管理 ・防火防災及び感染症
・リスクマネジメント
・個人情報保護